<u>有効期間満了日 令和15年3月31日</u> 熊交規第46号 令和4年1月18日

「交通規制基準」の改正について(通達)

交通規制を実施する場合の標準については、「「交通規制基準」の改正について(通達)」 (令和3年3月9日付け熊交規第205号)により示しているところであるが、この度、 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律(令和3年法律第9号)の施行等に伴い、

- 道路管理者から公安委員会への意見聴取
- ゾーン30プラスに関する法定外表示等

の所要の改正が行われた(改正された内容については「別添」(交通規制基準の抜粋)の とおり。)。

各所属においては、今後本通達による改正後の「交通規制基準」に準拠して交通規制 を実施されたい。

なお、前通達は廃止する。

また、改正後の「交通規制基準」については、統合OAシステムの公開キャビネットに掲出済みであることを申し添える。

※ 別添(略)